

事業費の20%を助成します！（最高20万円）

住宅リフォーム助成事業

せたな町では、個人の住環境の整備のために、平成24年4月1日から、町内業者によるリフォーム工事等を行った場合に助成金を交付しております。

助成金を受けるには、いくつか条件がありますので下記をご覧ください。

助成期間は、

平成24年4月1日～平成26年3月31日までの2年間！

○助成金を受けるには

- ・持家であり現在居住している住宅のリフォームであること。
- ・せたな町内に建設されていること。
- ・せたな町内の業者が施工すること。
- ・リフォームの事業費が20万円以上であること。
- ・事前着工していないこと。



○その他の注意事項

- ・助成は同一世帯及び同一人につき2年間の期間中に1回限り。
- ・国等及びせたな町から他の助成（補助）金を受けていないもの。
- ・助成金は最低4万円からとなります。（事業費が20万円で4万円交付）
- ・助成対象となるリフォーム内容など詳しくは、お問い合わせください。

○助成金交付の流れ

- ①リフォーム内容を申請窓口にご相談し業者から見積書をもらう。
- ②見積書や図面等の必要書類を添付して申請書等を提出する。
- ③内容審査後、助成金交付決定書を受領。
- ④着工。
- ⑤工事が完了し、支払終了後、速やかに完了届を提出。（領収書の写し必要）
- ⑥完了検査後、助成金を受領。

※申請者が町へ提出するのは②と⑤の2種類になります。

（ただし、事業内容の変更、事業の中止などの場合は別の書類の提出が必要になります。）

申請窓口	せたな町役場総務課まちづくり推進係	0137-84-5111
(問合せ先)	瀬棚総合支所地域町民課地域生活係	0137-87-3311
	大成総合支所地域町民課地域生活係	01398-4-5511